

# 住宅取得等資金に係る 贈与税の非課税措置〈贈与税〉

## リフォームのために受けた贈与は一定額まで非課税

### 概要

満20歳以上の方が、直系尊属から住宅リフォームのための資金の贈与を受けた場合、一定の金額までが非課税となります。

これまでは、工事費100万円以上・増改築後の床面積が50㎡以上240㎡以下となる大規模な増改築工事と、耐震リフォームが対象でしたが、2015年度の税制改正で、省エネ、バリアフリー、給排水管等のリフォームが追加されました。

この制度は、相続時精算課税制度の特例との併用が可能です。

これだけ  
お得です!!

以下の金額まで贈与税が非課税となります

契約年	質の高い住宅	一般の住宅
～2019年3月	1,200万円	700万円
～2020年3月	1,200万円(3,000万円)	700万円(2,500万円)
～2021年3月	1,000万円(1,500万円)	500万円(1,000万円)
～2021年12月	800万円(1,200万円)	300万円(700万円)

※( )内は消費税10%でリフォームした場合

※「質の高い住宅」については22頁を参照

贈与税には110万円の基礎控除があります。

例えば、2017年中に親から2,000万円の贈与を受けて大規模な増改築工事を実施した場合、基礎控除110万円+非課税枠700万円で810万円までが非課税となります。

### このような方が利用できます

- 受贈者の年収が2,000万円以下。
- 資金贈与を受けた子や孫が、既に居住の用に供している住宅を増改築等する工事であること。
- 増改築等の後、主として居住の用に供するものであること。
- 贈与を受けた年の翌年の3月15日までに居住すること、または同日後に遅滞なく居住することが確実であると見込まれること。
- 贈与を受けた年の1月1日に20歳以上であること。

### このようなリフォームが対象です

- 大規模な増改築工事
  - ・工事費100万円以上、リフォーム後の床面積が50㎡以上240㎡以下になる工事
- 耐震リフォーム
  - ・現行の耐震基準に適合させるための耐震リフォーム
- 省エネリフォーム
  - ・省エネリフォームのローン型減税対象工事
- バリアフリーリフォーム
  - ・バリアフリーリフォームのローン型減税対象工事
- 給排水管等のリフォーム

2021年12月末までの制度です

2021年12月31日までの贈与が対象です。

制度の  
詳細

国土交通省

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000018.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000018.html)

